

仙台市農業委員会第31回総会議事録

I. 開催日時 令和2年12月25日（金曜日）午後1時29分から午後2時30分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (17人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 中野 勲		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 加藤 和江	7 番 加藤 和彦	8 番 菅野 則義
		10 番 佐藤 千治	11 番 菊地 郁夫
	12 番 佐藤 とみ		14 番 鈴木 通
	15 番 鈴木 正年	16 番 高橋 勝彦	17 番 松原 菊男
	18 番 嶺岸 若夫	19 番 結城 一吉	

IV. 欠席委員 (2人) 9 番 郷古 雅春 13 番 品川 忠夫

V. 議事日程

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第4号議案 遊休農地に係る農地法第2条第1項の適用を受けない非農地判断の件
 - 第5号議案 農地法第3条における下限面積（別段の面積）の設定について
5. 協議
 - (1) 令和3年度農作業標準料金(案)について
6. 報告
 - (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出
 - (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出
 - (3) 農地法第3条の3の規定（相続等）による届出
 - (4) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知
 - (5) 相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件
 - (6) 売渡し希望農地一覧表
 - (7) 仙台市農地賃借料情報
 - (8) 令和2年度第2回企画検討チーム会議報告
7. その他
 - (1) 会長報告
 - (2) 事務局からの連絡事項

- ①農用地利用権設定利用調整会議(契約会)について(令和3年4月設定分)
- ②共有者不明農用地等に係る利用権設定の手続きについて
- ③あっせん事業に係る様式の変更について
- ④令和2年度「農業委員会だより」コンクールの審査結果について
- ⑤その他事務局からの連絡事項

VI. 農業委員会事務局職員

事務局長	加藤 隆	事務課長	庄司 厚
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	八木 正志
振興係主任	佐藤 徹	農地係主任	菊地 一郎
農地係主任	伊藤 秀宣	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

VII. 会議の概要

1 開 会	開 会	(午後1時29分)
司会：主幹兼 振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第31回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：主幹兼 振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。	
議 長 (佐々木会長)	本日は、9番郷古雅春委員及び13番品川忠夫委員から、欠席の届けがありました。19人中17人出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することにご異議ありませんか。 (異議なし)	
議 長	それでは、14番鈴木通委員、15番鈴木正年委員を指名いたします。	
議 長	議案に入ります。 (午後1時33分) 第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。 調査委員会を、第一調査委員会が担当し、12月21日に実施いたしました。今回も、新型コロナウイルスの感染予防対策等のため、時短で行います。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたします。総会において調査委員からの口頭報告は省略します。	

番号9番から11番については、新規就農であることから聞き取り調査を実施しております。調査委員会結果を結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。

調査報告（机上配布）

（第一調査委員会結城一吉委員長報告）

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を、12月21日に実施いたしました。調査は、3番赤間敬委員、5番大里重市委員、6番加藤和江委員、13番品川忠夫委員の4名で行いました。今回の申請は、売買による規模拡大が9件、贈与による規模拡大が2件、売買による新規就農が3件、贈与による農業承継が2件、使用貸借権の設定による農業承継が2件、賃貸借権の設定による規模拡大が1件の合計19件です。番号1番から4番までの報告は5番大里重市委員、番号5番から8番までの報告は6番加藤和江委員、番号9番から19番までの報告は3番赤間敬委員です。

（5番大里重市委員報告）

番号1番は、使用貸借権の設定により農業承継を図るものです。申請地は10月に農地法第18条第6項の通知により合意解約を受けた農地ですが、譲渡人が農業者年金経営移譲年金の受給を継続するため、後継者へ使用貸借により農業経営を移譲するものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で159aの農地を耕作しています。12月12日に奥山壽農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、贈与により規模拡大を図るものです。譲受人は今年2月に新規就農しましたが、申請地はその耕作地に隣接しており、耕作利便のため規模拡大を図るものです。現在トラクター1台、耕うん機1台を所有し、家族2人で178aの農地を耕作しています。12月11日に本間昭農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、賃貸借権の設定により規模拡大を図るものです。譲受人は一般法人であり、現在トラクター2台、耕うん機2台を所有し、1人で45aの農地を耕作しています。12月12日に栗原茂農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。また、一般法人であることから、解除条件付き契約書を確認しており、役員の時常従事要件も満たしております。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、売買により規模拡大を図るものです。申請地は、譲受人の耕作地に隣接しており、耕作利便が見込まれます。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で253aの農地を耕作しています。12月18日に嶺岸若夫農業委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(6番加藤和江委員報告)

番号5番と6番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人が同一ですので、一括して報告します。申請地は、譲渡人の耕作地のまとまりから離れているため、隣接する農地の所有者である譲受人に売買するものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機3台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で104aの農地を耕作しています。12月13日に早坂久農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号7番は、売買により規模拡大を図るものです。申請地は、譲受人の耕作地に隣接しており、耕作利便が見込まれます。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機2台を所有し、田植機と収穫機は申請地付近の農家から借り受けて、家族4人で305aの農地を耕作しています。12月13日に庄子栄農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号8番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は認定農業者であり、稲作中心に営農していますが、申請地では、畑作を行っていく計画です。譲受人は現在、トラクター3台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で637aの農地を耕作しています。12月18日に嶺岸若夫農業委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

結城一吉委員
(第一調査委員会
委員長)

第1号議案の番号9番から11番について、3番赤間敬委員から報告します。

赤間敬委員
(3番)

調査は、品川忠夫委員が担当しましたが、本日欠席のため私から報告します。番号9番から11番は関連がありますので、一括して報告します。売買により新規就農するもので、聞き取り調査をしています。譲受人は地域の農業者が中心となり、令和2年6月に設立された法人であり、農地所有適格法人の要件を満たしています。今回、高齢化や労力不足により農業承継が困難となっている農地を所有者から購入し、稲作中心に農地を利用していくものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、従事者5人で127aの農地を耕作する計画です。12月15日に若生宏明農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、一部の農地は改善に労力を要するものの、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、聞き取り調査において、用排水路を整備して耕作していくことを確認しております。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく許可相当と調査いたしました。

(3番赤間敬委員報告(調査担当13番品川忠夫委員))

番号12番と13番は同一世帯で関連がありますので、一括して報告します。番号12番は、同一世帯の子へ贈与により農業承継を図るものです。譲渡人Aの持分を共有者である子へ贈与するものです。番号13番は、同一世帯の子の妻へ贈与するもので、譲渡人Bの持分を子の妻へ贈与し、農業承継を図るものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で146aの農地を耕作しています。なお、12月11日に大里重市農業委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号14番は、売買により規模拡大を図るものです。申請地は譲受人の耕作地に隣接していますが、譲渡人の労力不足により、管理が十分でないと感じていたため、自ら権利取得し、耕作するものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で125aの農地を耕作しています。12月18日に嶺岸若夫農業委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号15番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、1,088aの農地を1人で耕作しています。市外に居住していますが、申請地は自宅から10分程度の距離にあり、譲受人の耕作地の近隣にあります。12月18日に嶺岸若夫農業委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件

の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(3番赤間敬報告)

番号16番は、売買により規模拡大を図るものです。申請地は譲受人の耕作地に隣接しており、譲渡人が離農することから、売買により権利を取得し、耕作するものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族5人で149aの農地を耕作しています。12月13日に横田清孝農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号17番は、贈与により規模拡大を図るものです。譲受人は、農地所有適格法人であり、市内および市外において、稲作主体に農業経営をしています。現在トラクター3台、耕うん機2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、従事者3人、常時雇用者60人で1,441aの農地を耕作しています。なお、12月13日に栗原茂農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、農地所有適格法人の要件も満たしていることから、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号18番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で41aの農地を耕作しています。申請地は進入路が狭い農地ですが、譲受人の所有地に隣接しており、進入経路を示した地図が添付されております。また、譲渡人は経営移譲年金受給者であることから、使用貸借権を設定した農地の返還通知書が提出されています。なお、12月13日に相原元浩農地利用最適化推進委員、大里重市農業委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、進入路が確保されていれば問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号19番は、使用貸借権の設定により農業承継を図るものです。申請地は11月に合意解約により農地法第18条第6項の通知を受けた農地ですが、譲渡人が経営移譲年金を受給継続するために後継者へ使用貸借権の設定により農業承継するものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、田植えと稲刈りは作業委託により、家族2人で262aの農地を耕作しています。12月18日に嶺岸若夫農業委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総

合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等
はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。第1号議案について許可する
ことに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可
申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時37分)

議 長

第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、
を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告(机上配布)

(第一調査委員会結城一吉委員長報告)

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、4番大泉権吾委員、7
番加藤和彦委員、11番菊地郁夫委員、15番鈴木正年委員と私(結城一吉委員)
の5名で行いました。今回の申請は、一般住宅に転用するものが1件、貸資材
置場に転用するものが1件、貸駐車場に転用するものが1件の合計3件です。
番号1番の報告は7番加藤和彦委員、番号2番と3番の報告は4番大泉権吾委
員です。

(7番加藤和彦委員報告)

番号1番は、一般住宅に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農
振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。

農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団
の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、会
社員の申請者が、隣接する父の土地(第3号議案5条許可番号5番)と合わせ
た畑319㎡(実測面積320.42㎡)を転用し、住宅(1棟)に126.69㎡、駐車
場(普通車3台)に46.50㎡、庭等に147.23㎡を利用する計画であり、計画面
積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であること
から、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しまし
た。資金計画は、全額借入金であり、住宅ローンの事前審査結果表と両親から

の承諾書及び預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(4番大泉権吾委員報告)

番号2番は、貸資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、申請者が畑588㎡を転用し、貸資材置場に150㎡、貸駐車場(普通車7台)に90.45㎡、通路等に347.55㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画については、全額借入金であり、親族の預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、貸駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内的の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、申請者が既存の貸駐車場の拡大を図るため、隣接する畑353㎡を転用し、貸駐車場(普通車18台)に225㎡、通路等に128㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、仙台市岩切土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後1時38分)

第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。調査内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告（机上配布）

（第一調査委員会結城一吉委員長報告）

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、4番大泉権吾委員、7番加藤和彦委員、11番菊地郁夫委員、15番鈴木正年委員、私（結城一吉委員）の5名で行いました。今回の申請は、資材置場に転用するものが1件、駐車場に転用するものが1件、一般住宅に転用するものが1件、資材置場に一時転用するものが1件、施工ヤードに一時転用するものが1件の合計5件です。番号1番と2番の報告は11番菊地郁夫委員、番号3番と4番の報告は15番鈴木正年委員、番号5番の報告は7番加藤和彦委員です。

（11番菊地郁夫委員報告）

番号1番は、資材置場に一時転用するもので、賃貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、市街化を誘引する施設が周辺にあり、街区がある程度形成されていることから、第3種農地と判断しました。申請は、建設業者が公共工事のため、畑1,246㎡のうち745㎡を転用し、資材置場に465㎡、駐車場（普通車8台）に96㎡、仮設事務所に15㎡、通路等に169㎡を一時的に利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。一時転用の期間は、令和3年9月30日までの9ヶ月間です。なお、農地復元して地権者に返却し、作付けには影響の無いよう配慮することを事業者から確認しています。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、不動産業者が建築事業を行うのに合わせ、事業地近隣の田2,237㎡、畑705㎡、ため池428㎡、原野383㎡を含む事業面積3,753㎡を利用し、資材置場に650㎡、従業員駐車場（普通車5台）に96㎡、作業スペースに1,200㎡、通路等に1,807㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(15 番鈴木正年委員報告)

番号3番は、施工ヤードに一時転用するもので、使用貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、農用地です。申請は、農業用排水路の改修工事を行うために、貨物鉄道事業者が田24,224㎡のうち1,198㎡を転用し、施工ヤード(作業場)に916㎡、資材置場に282㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。農振農用地区域であることから、経済局農政企画課から農業振興整備計画の達成に支障がない旨の回答をいただいております。また、仙台市岩切土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。一時転用する期間は、令和3年3月31日までの3ヶ月間です。なお、農地復元の際には田起こしをして地権者に返却し、次年度の作付けには影響の無いよう配慮することを事業者から確認しています。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、駐車場に転用するもので、賃貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがなく、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、保育事業者が来年4月に小規模保育園(認可保育所)を開園するため、隣接する田890㎡を転用し、駐車場(普通車30台)に375㎡、通路等に515㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。賃貸借の期間は、20年間です。なお、小規模保育園について、仙台市との小規模保育事業整備の協議にかかる結果の写し及び開発行為に関する工事の検査済証の写し等が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(7 番加藤和彦委員報告)

番号5番は、一般住宅に転用するもので、贈与による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、会社員の申請者が、隣接する自分の土地(第2号議案番号1番)と合わせた畑319㎡(実測面積320.42㎡)を転用し、住宅(1棟)に126.69㎡、駐車場(3台)に46.50㎡、庭等に147.23㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適

切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は、全額借入金であり、住宅ローンの事前審査結果表と両親からの承諾書及び預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後1時42分)

議 長

続きまして、第4号議案遊休農地にかかる農地法第2条第1項の適用を受けない非農地判断の件について、を上程します。

調査内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告(机上配布)

(第一調査委員会結城一吉委員長報告)

第4号議案の調査結果について報告します。調査は、全員で実施しました。今回の非農地判断は全部で103件です。調査の結果報告は4番大泉権吾委員です。

(4番大泉権吾委員報告)

第4号議案の調査結果について報告します。番号1番から16番までは3番赤間敬委員、番号17番から27番までは13番品川忠夫委員、番号28番から42番までは7番加藤和彦委員、番号43番から55番までは11番菊地郁夫委員、番号56番から72番までは19番結城一吉委員、番号73番から80番までは私(大泉権吾委員)、番号81番から87番までは15番鈴木正年委員、番号88番から97番までは6番加藤和江委員、番号98番から103番までは5番大里重市委員が調査確認しました。今回の非農地判断については、地区ごとに実施した利用状況調査の結果を基に、別紙の非農地判定確認表により、確認事項の1から7までの項目を確認し、すべてチェックが入ったものを可としております。農地台帳確認申告書・住民票・土地登記簿謄本・公図・現況写真・航空写真などを精査し、加えて、相続税及び贈与税の納税猶予・農業者年金・関係する土地改良区

への影響がないことを確認のうえ、非農地と判断したものです。103件の区別内訳は、青葉区82件、若林区5件、太白区13件、泉区3件です。非農地判断においては、非農地（ア）（その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合）に102件、非農地（イ）（その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合）に1件、該当しております。以上のことから、103件すべて承認相当と調査しました。

議 長

第4号議案について調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。よって、第4号議案遊休農地にかかる農地法第2条第1項の適用を受けない非農地判断の件については、承認することに決定いたします。

（午後1時43分）

議 長

続きまして、第5号議案農地法第3条における下限面積（別段の面積）の設定について、を上程します。

事務局から説明願います。

事務局

令和3年4月から下限面積を30aに設定する

議 長

第5号議案について、事務局から説明がありましたが、ご異議ご意見等はございませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第5号議案について、下限面積を30aに設定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。よって、第5号議案農地法第3条における下限面積（別段の面積）の設定については、30aとすることに決定いたします。

(午後 1 時 46 分)

議 長

続きまして、協議に入ります。
協議事項 (1) 「令和 3 年度農作業標準料金(案)について」を松原企画検討チーム長から説明願います。

松原企画検討
チーム長

— 説明 —

議 長

協議事項 (1) について、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がないようですので、(1) 「令和 3 年度農作業標準料金(案)について」は、承認といたします。

以上で協議事項を終了いたします。

(午後 1 時 56 分)

議 長

続きまして、報告事項に入ります。まず、農地関係から報告します。

(1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出から

(6) 売渡し希望農地一覧表までを事務局から報告願います。

なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局
農地係長

報告事項の農地関係を報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出については、1 ページに記載のとおり、番号 4048 から 4054 まで 7 件の届出がありました。転用目的の内訳は、共同住宅への転用が 3 件、一般住宅・宅地・宅地造成・貸駐車場への転用が各 1 件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出については、2 ページから 7 ページに記載のとおり、番号 5117 から 5138 まで 22 件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が 9 件、宅地造成への転用が 4 件、資材置場への転用が 3 件、駐車場への転用が 2 件、店舗兼住宅・保育園・公衆用道路・通路への転用が各 1 件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3) 農地法第 3 条の 3 の規定(相続等)による届出については、8 ページに記載のとおり 7 件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっております。(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定(合意解約)による通知については、9 ページに記載のとおり 6 件ありました。すべて合意解約によるものです。(5) 相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件については、10 ページから 11 ページに記載のとおり 2 件ありました。詳細は別紙のとおりです。(6) 売渡し希望農地一覧表ですが、新規申出が 6 件、変更申

出が1件ありましたので、一覧表を修正しております。なお、ホームページにも掲載しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願いいたします。

農地関連の報告事項は以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(6)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問等がないようです。

次に(7)仙台市農地賃借料情報については事務局から、(8)令和2年度第2回企画検討チーム会議報告については、松原企画検討チーム長から説明願います。

なお、質問については説明後、一括して受けます。

(7)農地係

— 説明 — (7)仙台市農地賃借料情報

(8)松原企画検討チーム長

— 説明 — (8)令和2年度第2回企画検討チーム会議報告

議 長

(7)仙台市農地賃借料情報と、(8)令和2年度第2回企画検討チーム会議報告について、ご質問等はございませんか。

これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。

以上で報告事項を終了いたします。

(午後2時02分)

議 長

続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。(1)会長報告を私から(佐々木均会長)報告します。資料4をご覧ください。

会 長

(会長報告)

議 長

続きまして、(2)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。

事務局

(2)事務局からの連絡事項について

①～③農地係

①農用地利用権設定利用調整会議(契約会)について(令和3年4月設定分)

②共有者不明農用地等に係る利用権設定の手続きについて

③あっせん事業に係る様式の変更について

④⑤振興係

④令和2年度「農業委員会だより」コンクールの審査結果について

⑤その他事務局からの連絡事項

議 長

その他についてご意見、ご質問等はございますか。

(意見なし)

議 長

質問等はないようですので、その他について終了いたします。
他に何かありますか。
なければ以上で全てを終了いたします。

司会：主幹兼振
興係長

それでは、閉会のあいさつを中野会長職務代理人からお願いします。

中野会長職務
代理人

以上をもちまして、仙台市農業委員会第31回総会を閉会します。

閉 会

(午後2時30分)